

平成 3 1 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 号

平成 3 1 年度小樽市一般会計予算

平成 3 1 年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第2号

平成31年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成31年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第3号

平成31年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成31年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり
提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第4号

平成31年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成31年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり
提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第5号

平成31年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第6号

平成31年度小樽市住宅事業特別会計予算

平成31年度小樽市の住宅事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第7号

平成31年度小樽市介護保険事業特別会計予算

平成31年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第8号

平成31年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成31年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算を、別冊のとおり
提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第9号

平成31年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第10号

平成31年度小樽市病院事業会計予算

平成31年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第11号

平成31年度小樽市水道事業会計予算

平成31年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第12号

平成31年度小樽市下水道事業会計予算

平成31年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第13号

平成31年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

平成31年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第14号

平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算

平成31年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年度小樽市一般会計補正予算

平成30年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154,479千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,624,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第3条 市債の追加及び変更は、「第3表 市債補正」による。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 13,220,700	千円 280,000	千円 13,500,700
	1 市 民 税	5,719,200	△ 50,000	5,669,200
	2 固 定 資 産 税	5,367,900	240,000	5,607,900
	5 特 別 土 地 税 保 有 税	4,200	53,000	57,200
	7 都 市 計 画 税	1,012,400	37,000	1,049,400
15 国 庫 支 出 金		11,432,818	△ 14,349	11,418,469
	1 国 庫 負 担 金	10,372,127	△ 14,891	10,357,236
	2 国 庫 補 助 金	1,030,533	542	1,031,075
16 道 支 出 金		3,272,605	6,029	3,278,634
	1 道 負 担 金	2,685,560	14,836	2,700,396
	2 道 補 助 金	392,523	△ 8,807	383,716
17 財 産 収 入		49,198	3,595	52,793
	2 財 産 売 払 収 入	442	3,595	4,037
18 寄 附 金		86,613	86,650	173,263
	1 寄 附 金	86,613	86,650	173,263
19 繰 入 金		2,621,871	△ 751,504	1,870,367

	1 基金繰入金	2,621,871	△ 751,504	1,870,367
21 諸 収 入		3,014,185	1,500	3,015,685
	4 雑 入	462,523	1,500	464,023
22 市 債		3,141,516	233,600	3,375,116
	1 市 債	3,141,516	233,600	3,375,116
歳 入 合 計		56,779,359	△ 154,479	56,624,880

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		1,713,803	107,564	1,821,367
	1 総務管理費	1,397,276	107,564	1,504,840
3 民 生 費		24,949,654	△ 60,179	24,889,475
	1 社会福祉費	11,628,887	△ 26,159	11,602,728
	2 児童福祉費	4,617,616	△ 34,020	4,583,596
6 農林水産業費		103,023	1,125	104,148
	1 農 林 業 費	87,688	1,125	88,813
7 商 工 費		2,640,969	5,500	2,646,469
	1 商 工 費	2,640,969	5,500	2,646,469
8 土 木 費		5,609,984	△ 49,719	5,560,265
	2 道路橋りょう費	2,855,953	△ 10,907	2,845,046
	6 港 湾 費	1,052,076	△ 38,812	1,013,264
10 教 育 費		2,068,471	1,230	2,069,701
	1 教育総務費	197,009	1,230	198,239
11 公 債 費		5,243,088	△ 20,000	5,223,088
	1 公 債 費	5,243,088	△ 20,000	5,223,088
13 職員給与費		8,443,541	△ 140,000	8,303,541

	1 職員給与費	8,443,541	△ 140,000	8,303,541
歳出合計		56,779,359	△ 154,479	56,624,880

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	鉄道駅バリアフリー化 設備等事業費 補助金	千円 35,000
民生費	社会福祉費	低所得者・子育て世帯 向けプレミアム付 商品券事業費	13,011

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
勤労女性センター施設整備事業費	3,700	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
社会教育施設整備事業費	11,300			
退職手当債	56,100			
減収補填債	104,600			

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
新幹線整備事業費	13,500	36,300
民間保育施設等整備支援事業費	68,800	67,600
道路新設改良事業費	591,100	617,600
義務教育施設整備事業費	35,400	45,200

平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,042千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,625,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財 産 収 入		千円 5,300	千円 16,200	千円 21,500
	2 財産売却収入	—	16,200	16,200
3 繰 入 金		97,364	△ 142	97,222
	1 一般会計繰入金	97,364	△ 142	97,222
6 市 債		1,167,400	△ 27,100	1,140,300
	1 市 債	1,167,400	△ 27,100	1,140,300
歳 入 合 計		1,636,133	△ 11,042	1,625,091

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,284,563	千円 △ 11,042	千円 1,273,521
	1 港湾整備事業費	1,284,563	△ 11,042	1,273,521
歳 出 合 計		1,636,133	△ 11,042	1,625,091

第2表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
ひき船整備事業費	330,000	326,000
資本費平準化債	131,100	108,000

平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,893千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,802,526千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,944,700	△ 1,902	1,942,798
	1 国民健康保険料	1,944,700	△ 1,902	1,942,798
2 道支出金		11,275,611	1,980	11,277,591
	1 道補助金	11,275,611	1,980	11,277,591
4 繰入金		1,183,160	△ 1,971	1,181,189
	1 一般会計繰入金	1,183,157	△ 1,971	1,181,186
歳入合計		14,804,419	△ 1,893	14,802,526

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		350,989	△ 8,020	342,969
	1 総務管理費	350,989	△ 8,020	342,969
5 基金積立金		95,376	6,127	101,503
	1 基金積立金	95,376	6,127	101,503
歳出合計		14,804,419	△ 1,893	14,802,526

平成30年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205,749千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,943,492千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 3,772,350	千円 △ 59,551	千円 3,712,799
	1 国庫負担金	2,472,926	△ 46,600	2,426,326
	2 国庫補助金	1,299,424	△ 12,951	1,286,473
3 支払基金 交付金		3,714,358	△ 67,500	3,646,858
	1 支払基金 交付金	3,714,358	△ 67,500	3,646,858
4 道支出金		2,047,545	△ 41,449	2,006,096
	1 道負担金	1,942,471	△ 45,700	1,896,771
	2 道補助金	105,074	4,251	109,325
6 繰入金		2,173,298	△ 37,249	2,136,049
	1 一般会計繰入金	2,173,298	△ 37,249	2,136,049
歳 入 合 計		15,149,241	△ 205,749	14,943,492

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 326,208	千円 △ 6,000	千円 320,208
	1 総 務 管 理 費	179,288	△ 6,000	173,288
2 保 険 給 付 費		13,585,839	△ 284,000	13,301,839
	1 介 護 サービス 等 諸 費	13,023,327	△ 264,000	12,759,327
	3 高 額 介 護 サービス 等 費	397,554	△ 20,000	377,554
3 地 域 支 援 事 業 費		717,690	34,000	751,690
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	464,060	34,000	498,060
4 基 金 積 立 金		212,105	50,251	262,356
	1 基 金 積 立 金	212,105	50,251	262,356
歳 出 合 計		15,149,241	△ 205,749	14,943,492

平成30年度小樽市病院事業会計補正予算

第1条 平成30年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	10,825,451千円	236,000千円	11,061,451千円
第1項 医業収益	10,017,020千円	236,000千円	10,253,020千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	11,380,938千円	336,000千円	11,716,938千円
第1項 医業費用	11,002,057千円	320,000千円	11,322,057千円
第2項 医業外費用	265,286千円	16,000千円	281,286千円

第3条 予算第9条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	5,579,643千円	120,000千円	5,699,643千円

第4条 予算第11条中「2,582,149千円」を「2,798,149千円」に改める。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年小樽市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員に準じて、時間外勤務命令の上限を設定する目的で、時間外勤務に関する委任規定を設けるためであります。

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例
小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 4 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6 月	1 0 0 分の 2 2 2 . 5
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 1 7 8
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 1 3 3 . 5
3 月未満	1 0 0 分の 6 6 . 7 5

附則第 4 項中「平成 3 0 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 4 月 1 日」に改め、同
項の表を次のように改める。

1 0 0 分の 2 2 2 . 5	1 0 0 分の 2 0 5
1 0 0 分の 1 7 8	1 0 0 分の 1 6 4
1 0 0 分の 1 3 3 . 5	1 0 0 分の 1 2 3
1 0 0 分の 6 6 . 7 5	1 0 0 分の 6 1 . 5

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするためであります。

小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(小樽市こども医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 小樽市こども医療費助成条例（平成 2 8 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「満 1 2 歳」を「満 1 5 歳」に改める。

第 3 条第 2 項第 3 号中「児童福祉法」の次に「(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)」を加え、同項第 4 号中「行われる者」の次に「(同条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。)」を加える。

第 4 条各号列記以外の部分中「医療費の助成」の次に「の範囲」を、「給付」の次に「(満 1 2 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある対象者にあつては、入院及び指定訪問看護（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護をいう。）に係るものに限る。）」を加え、「に相当する額（以下「助成金」という。）を支給して行うもの」を削り、同条第 1 号中「(大正 1 1 年法律第 7 0 号)」を削る。

第 6 条中「変更したとき」の次に「、医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるとき」を加える。

第 8 条中「助成金の支給」を「医療費の助成」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(損害賠償請求権の譲渡)

第9条 対象者は、第三者の行為によって生じた事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が第三者に対して有する当該事由に係る損害賠償請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成額の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から助成した医療費の額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた事由により助成した額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第6条の規定に違反して、第三者の行為によることの届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 小樽市重度心身障害者医療費助成条例（平成28年小樽市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「医療費の助成」の次に「の範囲」を、「給付」の次に「(第2条第1項第3号に該当する対象者(同項第1号又は第2号に該当する者を除く。))にあつては、入院に係るものを除く。」を加え、「に相当する額(以下「助成金」という。)を支給して行うもの」を削る。

第6条中「変更したとき」の次に「、医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるとき」を加える。

第8条中「助成金の支給」を「医療費の助成」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(損害賠償請求権の譲渡)

第9条 対象者は、第三者の行為によって生じた事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が第三者に対して有する当該事由に係る損害賠償請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成額の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から助成した医療費の額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によって生じた事由により助成した額を限度とする。)を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第6条の規定に違反して、第三者の行為によることの届出を行わな

かったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第3条 小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成28年小樽市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同項第4号中「行われる者」の次に「(同条例第2条第1項第3号に該当する者を除く。)」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「医療費の助成」の次に「の範囲」を、「給付」の次に「(ひとり親家庭等の母又は父で対象者の属する世帯の世帯員全員(対象者の生計を主として維持する者を含む。)が高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条第7項に規定する市町村民税世帯非課税者でないものにあつては、入院及び指定訪問看護(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項又は高確法第78条第1項に規定する指定訪問看護をいう。)に係るものに限る。)」を加え、「に相当する額(以下「助成金」という。)を支給して行うもの」を削り、同条第1号中「(大正11年法律第70号)」を削る。

第6条中「変更したとき」の次に「、医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるとき」を加える。

第8条中「助成金の支給」を「医療費の助成」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(損害賠償請求権の譲渡)

第9条 対象者は、第三者の行為によって生じた事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が第三者に対して有する当該事由に係る損害賠償請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成額の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から助成した医療費の額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた事由により助成した額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第6条の規定に違反して、第三者の行為によることの届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の小樽市子ども医療費助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、子ども医療費助成の対象に中学生の入院を追加するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和34年小樽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第21条第1項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

付則第6条の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同条中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、「保険料」の次に「(所得割額に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額を改定し、及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲を拡大するとともに、保険料の減免の特例について見直しを行うためです。

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例

小樽市駐車場条例（昭和 5 1 年小樽市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（名称及び位置）」に改め、同条第 1 項の表小樽市駅前広場駐車場の項中「小樽市稲穂 2 丁目 6 9 番地先」を「小樽市稲穂 2 丁目 8 8 番」に、同表小樽市若竹駐車場の項中「小樽市若竹町 5 番地先」を「小樽市若竹町 5 1 番 4 3 外」に、同表小樽市花穂駐車場の項中「小樽市富岡 1 丁目 5 8 番地先」を「小樽市富岡 1 丁目 5 8 番 1 地先」に改め、同表小樽市銭函 3 丁目駐車場の項を削り、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 1 項中「次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める時間」を「午前 0 時から午後 1 2 時まで」に改め、各号を削り、同条第 2 項中「若竹駐車場、花穂駐車場、住ノ江駐車場、桜駐車場又は銭函 3 丁目駐車場」を「小樽市若竹駐車場（以下「若竹駐車場」という。）、小樽市花穂駐車場（以下「花穂駐車場」という。）、小樽市住ノ江駐車場（以下「住ノ江駐車場」という。）又は小樽市桜駐車場（以下「桜駐車場」という。）」に改め、「以下」の次に「これらを」を加える。

第 4 条中「銭函 3 丁目駐車場及び」を削る。

第 5 条第 3 項の表銭函 3 丁目駐車場の項を削る。

第 8 条第 2 号及び第 9 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 1 1 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、公の施設としての銭函 3 丁目駐車を廃止するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

小樽市夜間急病センター条例（平成5年小樽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第4号及び同条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた診療に係る利用料金（文書料を除く。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に作成を依頼した文書に係る文書料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、診療に係る利用料金及び文書料を改定するためであります。

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成17年小樽市条例第60号)
の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場
に搬入された産業廃棄物及び廃棄土砂の処分に係る手数料については、なお
従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、産
業廃棄物処分手数料及び廃棄土砂処分手数料を改定するためであります。

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例

小樽市営住宅条例（平成9年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第45条第3項及び第46条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第44条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に利用した集会所の利用料金又は使用した駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、集会所の利用料金及び駐車場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例

小樽市港湾施設管理使用条例（昭和30年小樽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表(7)の項ア中

(1) 許可の日から3日まで	港町1号上屋	3円80銭
	その他の上屋	3円31銭
(2) 許可の日から4日以降15日まで	港町1号上屋	7円70銭
	その他の上屋	6円70銭
(3) 許可の日から16日以降30日まで	港町1号上屋	17円08銭
	その他の上屋	14円86銭
(4) 許可の日から31日以降	港町1号上屋	34円61銭
	その他の上屋	30円10銭

を

(1) 許可の日から3日まで		
----------------	--	--

	中央 5 号上屋	4円22銭
	港町 1 号上屋	3円80銭
	その他の上屋	3円31銭
(2)	許可の日から 4 日以降 1 5 日まで	
	中央 5 号上屋	8円56銭
	港町 1 号上屋	7円70銭
	その他の上屋	6円70銭
(3)	許可の日から 1 6 日以降 3 0 日まで	
	中央 5 号上屋	18円99銭
	港町 1 号上屋	17円08銭
	その他の上屋	14円86銭
(4)	許可の日から 3 1 日以降	
	中央 5 号上屋	38円48銭
	港町 1 号上屋	34円61銭
	その他の上屋	30円10銭

に、同項イ中

	港町 1 号上屋	359円
	その他の上屋	313円

を

	中央 5 号上屋	399円
	港町 1 号上屋	359円
	その他の上屋	313円

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第17条第1項第1号の改正規定の施行の日前に受けた小樽市港湾施設管理使用条例第3条第1項の規定による港湾施設の使用の許可により、同日前から継続して港湾施設を使用する場合における当該港湾施設に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、中央5号上屋の供用開始に伴い、新たに使用料を設定するとともに、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、港湾施設の使用料を改定するためであります。

小樽市入港料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市入港料条例の一部を改正する条例

小樽市入港料条例（昭和52年小樽市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に入港した船舶に係る入港料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、入港料を改定するためであります。

小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例

小樽市水道事業給水条例（昭和45年小樽市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる費用の額」を「同項各号に掲げる費用の額」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

第19条第1項中「切離す」を「切り離す」に改める。

第23条第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第27条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第31条ただし書中「2ヵ月」を「2か月」に改め、「この場合の使用水量は、毎月均等とみなす。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合における使用水量は、毎月均等とみなす。

第32条第1号中「1ヵ月」を「1か月」に改め、同条第2号中「1ヵ月」を「1か月」に、「くぎり」を「区切り」に改める。

第34条第1項ただし書中「2ヵ月」を「2か月」に改める。

第35条各号列記以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2号中「前号に定める額との」を「同号に定める額との」に改める。

第42条第2項中「並びに」を「及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定（「前項各号に掲げる費用の額」を「同項各号に掲げる費用の額」に改める部分に限る。）並びに第19条第1項、第23条第3項、第31条、第32条各号、第34条第1項ただし書、第35条第2号及び第42条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(工事費についての経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申込みがあった給水装置工事に係る工事費については、なお従前の例による。

(水道料金についての経過措置)

- 3 施行日前の水道の使用に係る水道料金又は施行日前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定し、若しくは同年11月1日から同月30日までの間に施行日以後初めてその額が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

(加入金についての経過措置)

- 4 施行日の前日までに申込みがあった給水装置の新設工事又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）に係る加入金については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、給水装置工事に係る工事費、水道料金並びに給水装置の新設工事及び改造工事に係る加入金を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

小樽市簡易水道事業給水条例（平成元年小樽市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の水道の使用に係る水道料金又は施行日前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、簡易水道事業の水道料金を改定するためであります。

小樽市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市下水道条例の一部を改正する条例

小樽市下水道条例（昭和45年小樽市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「水道法」の次に「（昭和32年法律第177号）」を加える。

第7条の4第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる費用の額」を「同項各号に掲げる費用の額」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

第16条第2項中「おいては」を「おいて」に、「前項に」を「同項に」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第17条第3項中「第16条の3」を「前条」に改める。

第18条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第29条第3号中「、第14条」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条第12号及び第7条の4第3項の改正規定、第10条第2項の改正規定（「前項各

号に掲げる費用の額」を「同項各号に掲げる費用の額」に改める部分に限る。)並びに第16条第2項、第17条第3項及び第29条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(工事費についての経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの申込みに係る排水設備工事に要する費用については、なお従前の例による。

(下水道使用料についての経過措置)

3 施行日前の下水道の使用に係る下水道使用料又は施行日前から継続している下水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定し、若しくは同年11月1日から同月30日までの間に施行日以後初めてその額が確定するものに係る下水道使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、排水設備工事に要する工事費及び下水道使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

議案第33号

札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に
関する協議について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり連携中枢都市
圏形成に係る連携協約を札幌市と締結することに関する協議について、同条第
3項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

札幌市（以下「甲」という。）及び小樽市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、甲及び乙が連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、さっぽろ連携中枢都市圏の形成を図り、もって地域の活性化及び持続可能な経済並びに住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組について相互に連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組並びにその内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条の取組に係る事務を処理するために必要な費用の分担は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（変更等）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	甲の役割	乙の役割
経済戦略の推進	連携事業の企画、立案、効果検証等を行う。	連携事業の企画、立案、効果検証等について、圏域の中心となって取り組む。	連携事業の企画、立案、効果検証等について、甲に対し必要な協力をする。
戦略産業の育成	連携した企業誘致の推進、創業の促進、新産業の育成に向けた支援、産学官連携に関する体制の検討等を行う。	連携した企業誘致の推進、創業の促進、新産業の育成に向けた支援、産学官連携に関する体制の検討等について、圏域の中心となって取り組む。	連携した企業誘致の推進、創業の促進、新産業の育成に向けた支援、産学官連携に関する体制の検討等について、甲に対し必要な協力をする。
地域経済の裾野拡大	地域資源の活用及び販路拡大に向けた支援等を行う。	地域資源の活用及び販路拡大に向けた支援等について、圏域の中心となって取り組む。	地域資源の活用及び販路拡大に向けた支援等について、甲に対し必要な協力をする。
戦略的な観光施策	共同プロモーション、観光資源の活用、MICE誘致等の推進等を行う。	共同プロモーション、観光資源の活用、MICE誘致等の推進等について、圏域の中心となって取り組む。	共同プロモーション、観光資源の活用、MICE誘致等の推進等について、甲に対し必要な協力をする。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	三次救急医療等の提供等を行う。	三次救急医療等の提供等について、圏域の中心となって取り組む。	三次救急医療等の提供等について、甲に対し必要な協力をする。
高度な中心拠点の整備等	都心アクセス強化に関する情報共有、丘珠空港の利用促進、札幌市都心部の再開発等を行う。	都心アクセス強化に関する情報共有、丘珠空港の利用促進、札幌市都心部の再開発等について、圏域の中心となって取り組む。	都心アクセス強化に関する情報共有、丘珠空港の利用促進、札幌市都心部の再開発等について、甲に対し必要な協力をする。
高等教育機関の集積を活かした人材の育成	社会、企業等のニーズに対応できる人材の育成等を行う。	社会、企業等のニーズに対応できる人材の育成等について、圏域の中心となって取り組む。	社会、企業等のニーズに対応できる人材の育成等について、甲に対し必要な協力をする。
その他高次の都市機能の集積・強化に関する連携	公共施設の相互利用及び配置に関する検討その他高次の都市機能の集積及び強化に関する連携を行う。	公共施設の相互利用及び配置に関する検討その他高次の都市機能の集積及び強化に関する連携について、圏域の中心となって取り組む。	公共施設の相互利用及び配置に関する検討その他高次の都市機能の集積及び強化に関する連携について、甲に対し必要な協力をする。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化

取組	内容	甲の役割	乙の役割
地域医療	救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等を行う。	救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等について、乙と協力して取り組む。	救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等について、甲と協力して取り組む。
福祉	保育士不足対策に関する検討等を行う。	保育士不足対策に関する検討等について、乙と協力して取り組む。	保育士不足対策に関する検討等について、甲と協力して取り組む。
教育・文化・スポーツ	特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等を行う。	特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等について、乙と協力して取り組む。	特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等について、甲と協力して取り組む。
土地利用	都市計画に関する情報共有、雪堆積場の共同活用等を行う。	都市計画に関する情報共有、雪堆積場の共同活用等について、乙と協力して取り組む。	都市計画に関する情報共有、雪堆積場の共同活用等について、甲と協力して取り組む。
地域振興	にぎわいの創出、女性活躍の推進等を行う。	にぎわいの創出、女性活躍の推進等について、乙と協力して取り組む。	にぎわいの創出、女性活躍の推進等について、甲と協力して取り組む。
災害対策	災害に備える連携及び災害時における連携の推進等を行う。	災害に備える連携及び災害時における連携の推進等について、乙と協力して取り組む。	災害に備える連携及び災害時における連携の推進等について、甲と協力して取り組む。
環境	廃棄物対策における連携の推進等を行う。	廃棄物対策における連携の推進等について、乙と協力して	廃棄物対策における連携の推進等について、甲と協力して

		取り組む。	取り組む。
--	--	-------	-------

イ 結びつきやネットワークの強化

取組	内容	甲の役割	乙の役割
I C T インフラ整備	遠隔会議システムの導入及び活用、オープンデータプラットフォームの共同利用等を行う。	遠隔会議システムの導入及び活用、オープンデータプラットフォームの共同利用等について、乙と協力して取り組む。	遠隔会議システムの導入及び活用、オープンデータプラットフォームの共同利用等について、甲と協力して取り組む。
連携による地産地消	圏域内農産物の消費促進等を行う。	圏域内農産物の消費促進等について、乙と協力して取り組む。	圏域内農産物の消費促進等について、甲と協力して取り組む。
交流・移住促進	地元定着等の促進、圏域外からの移住促進、「札幌UIターン就職センター」の広域的利用等を行う。	地元定着等の促進、圏域外からの移住促進、「札幌UIターン就職センター」の広域的利用等について、乙と協力して取り組む。	地元定着等の促進、圏域外からの移住促進、「札幌UIターン就職センター」の広域的利用等について、甲と協力して取り組む。
その他結びつきやネットワークの強化に関する連携	企業によるまちづくり活動の促進その他結びつきやネットワークの強化に関する連携を行う。	企業によるまちづくり活動の促進その他結びつきやネットワークの強化に関する連携について、乙と協力して取り組む。	企業によるまちづくり活動の促進その他結びつきやネットワークの強化に関する連携について、甲と協力して取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化

取組	内容	甲の役割	乙の役割
人材の育成	職員研修等の合同実施等を行う。	職員研修等の合同実施等について、乙と協力して取り組む。	職員研修等の合同実施等について、甲と協力して取り組む。
職員等の交流	職員交流等を行	職員交流等につい	職員交流等につい

	う。	て、乙と協力して取 り組む。	て、甲と協力して取 り組む。
--	----	-------------------	-------------------

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路線名	起 終 点 点	重要な経過地
朝里北30号上通線	新光3丁目6番15地先 新光3丁目6番17地先	新光3丁目6番16地先
朝里中学校前通線	新光3丁目6番8地先 新光3丁目6番5地先	新光3丁目6番6地先

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「結果」の次に「（管理職である職員（管理職手当の支給を受ける職員のうち市長が別に定める職員をいう。第 2 5 条第 1 項において同じ。）に限る。）」を加える。

第 2 5 条第 1 項中「結果」の次に「（管理職である職員に限る。）」を加える。

(小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「結果」の次に「（管理職である職員（管理職手当の支給を受ける職員をいう。）に限る。）」を加える。

(小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 1 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「結果」の次に「（管理職である職員（管理職手当の支

給を受ける職員のうち管理者が定める職員をいう。)に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、管理職である職員に限り、人事評価の結果を昇給及び勤勉手当の支給に反映させるためであります。

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年小樽市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号中「又は水道環境」を削り、同条第 2 項中「1 年 6 箇月以上」を「1 年 6 か月以上」に、「2 年 6 箇月以上」を「2 年 6 か月以上」に、「3 年 6 箇月以上」を「3 年 6 か月以上」に、「6 箇月以上」を「6 か月以上」に、「同項 6 号」を「同項第 6 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「2 年 6 箇月以上」を「2 年 6 か月以上」に、「3 年 6 箇月以上」を「3 年 6 か月以上」に、「4 年 6 箇月以上」を「4 年 6 か月以上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第

4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を次のとおり変更する。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

3の(3)の表2の部(1)の項の次に次のように加える。

(6)電気通信施設等情報化のための施設			
その他の情報化のための施設	防災情報通信設備整備事業 エフエム小樽放送局の送信局増設	市	

6の(3)の表5の部(1)の項中

病 院	医療機器等整備事業	市	
	医療機器等整備事業 診療や検査等に使用する医療機器等の整備		

を

病 院	医療機器等整備事業	市	
	医療機器等整備事業 診療や検査等に使用する医療機器等の整備		
その他	夜間急病センター非常用発電機整備事業 非常用電源設備の設置	市	

に改める。

7の(3)の表6の部(3)の項中

体育施設	新・市民プール整備事業 新・市民プール整備事業 新・市民プール整備に向け建設場所や建設形態ランニングコスト等について検討	市	
	体育施設整備事業 潮見台シャンツェ整備事業費 防護柵設置工事、アプローチ雪止め壁設置工事	市	

を

体育施設	新・市民プール整備事業 新・市民プール整備事業 新・市民プール整備に向け建設場所や建設形態ランニングコスト等について検討	市	
	体育施設整備事業 潮見台シャンツェ整備事業費 防護柵設置工事、アプローチ雪止め壁設置工事	市	
図書館	図書館施設改修事業 給水管改修工事	市	

に改める。

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日提出

小樽市議会議員	高野	さくら
同	酒井	隆裕
同	小貫	元
同	川畑	正美
同	新谷	とし

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から36年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

平成31年
小樽市議会

第1回定例会

報告第1号

専決処分報告

平成30年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年1月21日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成31年2月20日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年度小樽市一般会計補正予算

平成30年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	小樽港保安施設 改良事業費	千円 47,200